

## 指定電気事業者制度下における太陽光・風力の出力制御見通しについて

太陽光発電設備、風力発電設備の接続申込み量が、接続可能量（30日等出力制御枠）を超えた場合、接続を希望される事業者さまは、指定電気事業者制度のもと、年間30日（360時間または720時間）を超えてもなお無補償での出力制御に同意いただくことを前提に、系統連系の申込みをいただくこととなります。

国の新エネルギー小委員会 系統ワーキンググループで示された考え方に基づき算定した、指定電気事業者制度のもとでの太陽光発電設備および風力発電設備の出力制御見通しは、以下のとおりとなります。

### ○指定電気事業者制度下における太陽光・風力の出力制御見通し

[第12回系統ワーキンググループ（平成29年10月17日）当社提示資料 抜粋]

#### 2. 太陽光発電設備

指定ルール太陽光の連系量 (552万kWを超えた連系量)	制御時間 (時間)	制御率※ (%)
+150万kW	654	15.8
+300万kW	1,172	30.9
+450万kW	1,559	42.3

#### 2. 風力発電設備

指定ルール風力の連系量 (251万kWを超えた連系量)	制御時間 (時間)	制御率※ (%)
+50万kW	625	5.3
+100万kW	830	7.0
+150万kW	1,037	10.0

※ 発電可能電力量（制御前）に対する、出力制御電力量の割合

(注) 制御時間、制御率は、2014～2016年度の需要および太陽光・風力の出力想定値を元に算定し、3ヵ年分の算定結果を平均化して算出。実際には、需要変化、水力等その他発電設備の発電状況、太陽光・風力の出力予測誤差等により、上記数字は変化する。

以上